寝屋川市ごみ減量推進団体に関する留意事項

寝屋川市ごみ減量推進団体は、本市が推進するごみ減量関連施策を理解していただき、推進団体の自らの活動として、ごみ減量の周知・啓発を行っていただきます。

登録する際は、以下に掲載する各事項を熟読していただいた上、所定の様式に誓約書を添えて申請してください。

1 登録要件(以下の3点に該当しない団体)

- (1) 寝屋川市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団である団体又は団体の役員に、同条第3号に規定する暴力団員若しくは同条第5号に規定する暴力団密接関係者がいる団体
- (2) ごみ減量等に関係しない活動を行う団体
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不適当と認める団体

2 活動の制限

団体の登録後、ごみ減量等の啓発を行う際に以下に掲げる活動を行う事を禁止します。なお、禁止活動を行った際は団体登録を取り消すことがあります。

- (1) 物品販売等の営利を目的とする活動
- (2) 特定の政党の推薦・支持する等の政治を目的とする活動
- (3) 宗教上の教義を広める等の宗教を目的とする活動
- (4) 前各号のほか、ごみ減量等の目的から著しく逸脱した活動

3 活動支援

団体が自ら行うごみ減量等啓発を実施する時、以下に掲げる資料・物品を無償にて貸与します。貸与を希望する時は所定の様式で申請してください。

(1) 資料関係

以下に掲げる資料を紙媒体で受け取る場合、20 部を上限として貸与します。また、電子媒体で受け取る場合、USB メモリは団体が用意してください。

- ア. クリーンセンター施設見学用冊子「くらしとごみ」、DVD
- イ. 出前講座資料「くらしに役立つ4R」「ごみの現状と減量化の取組」
- ウ. 資源集団回収活動データ
- エ. 寝屋川市ごみ減量化・リサイクル推進会議資料
- オ. 上記ア〜エの他、ごみ減量等につながると認められる資料
- ※下線を引いている資料は、電子媒体で提供できます。
- (2) 物品関係
 - ア.水切り器具「クード」
 - イ. クリーンカレンダー
 - ウ. 転入者用啓発チラシ
 - エ. 上記ア~ウの他、ごみ減量等につながると認められる物品等

4 活動報告

団体は、登録から6ヶ月後、若しくは当該年度の9月及び3月にごみ減量等啓発の活動報告を所定の様式により報告してください。